

# 事務局説明資料

平成24年10月31日

金融庁総務企画局企画課  
信用制度参事官室

## 銀行等による議決権保有規制（5%ルール）について

### 論点 1：議決権保有の上限

- 銀行とその子会社が国内の一般事業会社の議決権を合算して5%（銀行持株会社：15%、協同組織金融機関：10%）以上保有することを原則禁止。

これまでの主な御意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1997年の金融危機も銀行が経営を支配している会社の負債の面倒を見なくてはならないということがきっかけとなった。この反省も踏まえて、5%ルールの在り方を検討する必要。</li> <li>➤ 銀行の他業禁止は、銀行が他の事業に進出することが望ましいのかという根本的な問題。規制で保護されている銀行が他の事業に進出して公平な競争ができるのか、また、当局は適切なリスク管理ができるのかという点も考慮すべき。</li> <li>➤ 他業禁止は規模に関係なく他業を禁止するものであり、一定の合理性はあるのではないか。</li> <li>➤ 5%ルールには、バンキングとコマースの分離という原則をどこまで維持するかという問題が根底にある。</li> <li>➤ 現在の日本には、資本性資金の出し手が不足しており、これが経済の活性化を妨げている側面もある。この観点から、5%ルールの在り方をどのように見直すかという議論もある。</li> <li>➤ 5%ルールの緩和については、規制の目的を踏まえ、緩和の弊害がないのであれば、銀行の創意工夫を促すというスタンスで臨むことが重要。</li> <li>➤ 5%ルールを緩和する場合、何%まで引き上げるかという点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 5%ルールの見直しにあたっては、金融機関が本業以外の事業を行うことによって、金融機関の財務・経営の健全性を損なうことのないようにするという他業禁止の趣旨を十分に踏まえることが重要である。</li> <li>➤ 一方、地域経済に資本性資金の出し手が不足している状況に鑑み、ベンチャービジネスの育成・事業再生支援等を通じた地域経済の活性化を図る観点から、中小企業支援策の一環として、資本性資金の供給主体たる金融機関の役割を最大限に発揮させる環境を整備することが必要である。</li> <li>➤ また、現行の5%ルールは平成10年に整備されたものであるが、当時に比べ、①経済界に、銀行側の出資拡大を警戒する声は少なく、②中小企業を始めとした企業側からは、金融機関からの出資の拡大を望む声が高くなっている、などの環境変化が存在。</li> <li>➤ これらを踏まえると、現在の5%という基準にとらわれず、議決権保有の上限の引上げを考えていくべきではないかと考えられる。特に、中堅・中小企業の議決権保有の上限を緩和しても、金融機関の健全性に与える影響は限定的と考えられる。</li> </ul>

<p>も検討すべき。また、その際は連結の範囲も考慮する必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 日本では一般事業会社が金融業に参入している。5%ルールについても、この現状と整合的になるようになるよう、緩めてもよいのではないか。</li> <li>➤ 5%ルールは他業禁止規制の延長線上にあるもの。他業禁止の観点からは、5%という議決権保有の割合だけでなく、企業規模等も勘案すべきではないか。また、銀行の優越的地位の乱用については、5%ルールではなく、独禁法の枠組みの中で監視していくべき。</li> <li>➤ 独禁法と銀行法を完全に切り分けて議論することは、銀行法において優越的地位の乱用に係る規定もあることから、今のシステムでは相応しくない。</li> <li>➤ 地域活性化を目的とするための規制緩和であれば、地銀だけ例外とするという発想もあるが、地銀がリスクを適切に管理できるかという問題がある</li> <li>➤ 決済システムに影響を与えるような破綻を防ぐ観点から、5%ルールの在り方（議決権保有割合や数量規制）を検討するという考え方もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 他方、大企業について一律に議決権保有の上限を引き上げることは、地域経済の活性化といった観点からは必要性が大きいものも含まれることとなり、また、金融機関の健全性に与える影響は相当なものになり得るという点に留意が必要。</li> <li>➤ このため、中堅・中小企業については、議決権保有の上限を引き上げ、大企業については、原則として現行規制を維持することが適当ではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 持分法が適用される水準（原則 20%、影響力基準に該当する場合 15%、等）以上の保有は銀行の連結決算の対象となることに留意。</li> <li>※ 中堅企業の定義については、地域経済における中堅企業の実態の反映に努める。</li> <li>※ 上記の措置に則したリスク管理や深度ある検査・監督の枠組みが必要となるのではないか。</li> </ul> </li> <li>➤ 大企業、中堅・中小企業を問わず、地域経済の活性化を図る観点から、規制を緩和する例外分野（ベンチャー、事業再生、地域活性化事業等）を設けることが適当ではないか。</li> </ul> <p>（注）独占禁止法上の規制については当該当局による検討が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 協同組織金融機関にも同様の措置をとることとしてはどうか。</li> </ul>
--	---

## 論点2：有限責任組合員として取得・保有する議決権

- 投資事業有限責任組合の有限責任組合員として取得・保有する株式に係る議決権は5%ルールの対象外。ただし、①有限責任組合員が議決権を行使できる場合、②無限責任組合員に対して議決権の行使に係る指図を行える場合、③10年を超えて保有する場合は除く。

これまでの主な御意見	議論の整理
<p>➤ 銀行が有限責任組合員として取得・保有する議決権については、実際に議決権を保有するのはファンドであるため、5%ルールを適用することに合理性はなく、完全に適用除外とするべき。</p>	<p>➤ 有限責任組合員として取得・保有する議決権を5%ルールの例外とする期間については、一定期間内に議決権を処分してキャピタルゲインを得ることを担保するため、制定当時（平成10年6月）にファンドの運用期間として最も普及していた10年を保有期間の基準として定められたとされている。</p> <p>➤ しかしながら、5%ルールは他業禁止の趣旨を徹底するために設けられた議決権ベースの規制であり、この観点からは、「有限責任組合員が議決権を行使できる場合」及び「無限責任組合員に対して議決権の行使に係る指図を行える場合」という、議決権を実質的に行使できる場合を除外するのであれば、保有期間を制限しなくても、その実効性は現行制度と同様に十分に確保されると考えられる。</p> <p>➤ このため、有限責任組合員として取得・保有する議決権を5%ルールの例外とする期間を撤廃することが適当ではないか。</p>

### 論点3：投資専門子会社を通じた特例

○ 投資専門子会社が保有するベンチャービジネス（VB）会社及び事業再生会社の株式は5%ルールの特例（当該投資専門子会社は銀行の子会社とみなさない）。ただし、保有期間は10年以内とされており、更に1年を超えて保有する場合は、当局の承認が必要。 ※ 現行の要件では、VB会社は、以下のいずれかに該当する非上場の株式会社

- ① 中小企業新事業活動促進法上の中小企業者（製造業の場合、資本金3億以下又は従業員300人以下）で、
  - i 設立10年未満
  - ii 試験研究費等の合計額／（総収入－固定資産等譲渡益） > 3/100
- ② 中小企業新事業活動促進法上の中小企業者で、
  - i 設立1年未満
  - ii 常勤の研究者が二人以上
  - iii 常勤の研究者の数／役員及び従業員の数 ≥ 1/10
- ③ 中小企業新事業活動促進法に基づく異分野連携新事業分野開拓計画の認定等を受けている会社

#### これまでの主な御意見

➤ 現在のVB会社の定義では、サービス業が該当しないのではないかと。

#### 議論の整理

##### VB会社の定義

- 現行のVB会社の定義はエンジェル税制等の要件をベースとしており、ベンチャービジネスの育成・事業再生支援等を行う観点からは、大幅な緩和が必要ではないかと考えられる。
- このため、例えば以下のような要件とすることが適切ではないか。中小企業新事業活動促進法上の中小企業者である非上場会社で、
  - 「設立10年未満」 かつ
  - 「ビジネスモデルや販売する製品・サービスに新規性が認められる会社」

#### VB 会社の議決権を例外とする期間

- 1982 年以降に運用が開始されたベンチャー・ファンド等の平均運用期間を見ると、12～13 年となっている。また、2008 年のリーマンショック後、企業の成長・発展に時間を要することとなったという環境変化を受け、VB 会社の上場までの期間は長期化の傾向にあると考えられる。
- このため、投資専門子会社を通じて保有する VB 会社の議決権を例外とする期間を 20 年に延長するのが適当ではないか。

#### 例外とする対象（地域活性化事業）

- 地域経済に資本性資金の出し手が不足している状況に鑑み、地域活性化に資する事業（例：観光、再生可能エネルギー、PFI 等）を行う企業の議決権について、投資専門子会社を通じた 5%以上の保有を認めることが適当ではないか。

**論点4：例外となる事由①（VB会社、事業再生会社、地域活性化事業会社、事業承継）**

○ 現行法では、銀行等本体が、VB会社、事業再生会社、地域活性化事業会社等の株式を取得・保有する場合について、特段の例外規定は設けられていない。

これまでの主な御意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 5%ルールを緩和して、銀行に株式を保有させる前提として、中小企業が再生計画を作成して、業績を好転させられるような環境を整備することが重要ではないか。</li> <li>➤ 事業再生会社の株式保有については、5%ルールを緩和するだけでなく、50%超の保有を認めてはどうか。少数株主では経営にコミットできない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域経済に資本性資金の出し手が不足している状況に鑑み、ベンチャービジネスの育成、事業再生支援、地域活性化事業への参画等を行う観点からは、銀行等が自らこれを行うことの政策的意義は大きいものと考えられる。</li> <li>➤ 特に、銀行等本体が自ら事業再生局面において主体的な役割を果たすためには、銀行等本体が保有することによるリスクの適切な管理を確保しつつ、銀行等本体による保有も認める必要があると考えられる。</li> <li>➤ 具体的には、事業再生会社やVB会社、地域活性化事業会社等について、銀行等本体による原則とする水準を超える水準での保有を検討することが適当ではないか。また、その際、事業再生会社への出資については、上限なく保有を認めることを検討してはどうか（ただし、監督上の措置としてリスク管理の計画の提出等を求める）。             <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 銀行本体が保有するVB会社、地域活性化事業会社の出資の総量は一定額に限定するといった手当が必要か。</li> <li>※ 銀行が出資する場合、銀行のリスクは、出資の総量に限定されず、個別の事業におけるリスク等も勘案する必要があることから、上記の措置に則したリスク管理や深度ある検査・監督の枠組みが必要となるのではないか。</li> </ul> </li> </ul>

➤ 事業承継について、銀行は関係者間の調整や融資を行うだけで十分なのではないか。

➤ 事業承継に伴って取得・保有する議決権については、現行法では特段規定されていない。一方、取引先の事業の承継先が見つからない場合に一時的に金融機関が株式を保有する場合等について、地域金融機関を中心に要望が寄せられているところであり、今後、中小企業等の事業承継ニーズが増加する見込みである。これを踏まえると、地域金融機関が中小企業等の事業承継を支援する際の一つの選択肢として、事業承継を行う企業の株式を保有することを認めることに合理性はあるのではないかと考えられる。

➤ このため、地域金融機関等が中小企業等の事業承継に伴って保有する議決権について、銀行等本体による原則とする水準を超える水準での保有を検討することが適当ではないか。また、その際、上限なく保有を認めることを検討してはどうか（ただし、監督上の措置として事業承継の計画の提出等を求める）。

**論点5：例外となる事由②（DES：デット・エクイティ・スワップ）**

- 銀行とその子会社が、DES（デット・エクイティ・スワップ）により取得・保有する株式に係る議決権は5%ルールの特例。ただし、保有期間が1年を超える場合は当局の承認が必要。

これまでの主な御意見	議論の整理
<ul style="list-style-type: none"><li>➤ DESにより取得・保有する議決権を5%ルールの特例とする期間については、現行の1年では短いので、3年程度に延長してはどうか。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 本規制は、平成10年の商法改正に伴って追加された規定であるが、一般的な経営改善計画の計画期間が3～5年間とされていることを踏まえると、DESの実態と整合的ではない。</li><li>➤ このため、DESにより取得・保有する議決権を5%ルールの特例とする期間を延長することが適当ではないか（ただし、監督上の措置としてリスク管理の計画の提出等を求める）。例外とする期間を超える場合の承認の有効期間は、DESに伴い取得した株式の処分計画に応じて設定してはどうか。</li></ul> <p>※ 検査マニュアルにおいては、経営改善計画の計画期間が5年以上10年以内であっても、計画通りに進捗している場合は、その計画は合理的であると判断されている。</p>

## 論点6：信託勘定で取得・保有する議決権

○ 信託銀行が信託勘定で取得・保有する議決権のうち、次のものは5%ルールの特例。

① 委託者又は受益者が行使する議決権

② ①のほか、元本補てんのない信託に係る信託財産として取得・保有する議決権（ただし、保有期間が1年を超える場合は当局の承認が必要）

### これまでの主な御意見

- 元本補てんのない信託に係る信託財産として取得・保有する議決権は、信託銀行の健全性の観点からは問題とならないため、保有期間にかかわらず、5%ルールの特例とするべき。
- 信託財産といえども、議決権を保有することに変わりはないため、信託銀行が行使する議決権に事実上裁量が認められているのであれば、5%ルールの特例とすることには慎重な検討が必要ではないか。
- 信託銀行は当然に委託者又は受益者のために議決権を行使しなければならないため、仮にそれをあたかも信託銀行のものであるかのような行使をしているのであれば、それはむしろ信託業務自体の問題として監督していくべき問題ではないか。

### 議論の整理

- 元本補填のない信託財産として取得・保有する議決権であれば、銀行の健全性に影響を及ぼすことはなく、また、あくまでも受託者の立場で保有するに過ぎない。信託銀行が受益者のために議決権を行使することを前提として、信託勘定で取得・保有する議決権を5%ルールの対象から除外することが適当ではないか。

## 外国銀行の業務の代理・媒介について

### 制度の現状

- 銀行法では、我が国の銀行の業務範囲として、「外国銀行の業務の代理・媒介」を行うことができるとしている。
  - 外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合、委託元の外国銀行を、次の者に限定している。
    - ・ 受託者である銀行（外国銀行支店にあっては母体銀行）の子会社（議決権 50%超）
    - ・ 受託者である銀行の親会社
    - ・ 受託者である銀行の兄弟会社（親会社の子会社）
- ※ 実質子会社や関連会社、出資関係のない外国銀行の業務の代理・媒介は認められていない。

### これまでの主な御意見

- 海外において外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合は、委託者(外国銀行)と受託者(国内銀行)の出資関係の存在を要件としないことに、大きな問題があるとは思わない。ただし、外国銀行支店の免許制の潜脱にならないよう留意する必要。
- 海外において行われる取引を条件としているが、一部の作業を日本国内で行われることも想定されるが、このような場合はどのように取り扱うか、検討が必要。

### 議論の整理

- 現在、外国銀行の業務の代理・媒介を行う場合、外国銀行に対して我が国当局の直接の監督が及ばないことを踏まえ、顧客の利益の保護の確保を図る必要があることから、委託元の外国銀行を限定している。
- 外国銀行の業務の代理・媒介を海外において行う場合であれば、国内の顧客保護を図る観点からは特段の問題は生じないのではないかと考えられる。また、国内企業の海外進出を国内銀行が支援する環境を整備する観点からは、外国銀行の業務の代理・媒介を広く認めていくことが重要と考えられる。
- このため、国内銀行が代理・媒介を海外で行う場合に限り、出資関係の有無を問わず、外国銀行の業務の代理・媒介を行うことを可能としてはどうか。
- 現行規制上、委託元の外国銀行と国内銀行の間に子会社等（基本的に認可制）の関係という要件を課していることから、代理・媒介を行う際には届出制となっている。このため、国内銀行が資本関係のない外国銀行の業務の代理・媒介を行う際には、当局の認可を受けることとしてはどうか。

#### 国内銀行の進出形態

➤ 代理・媒介を行う際の海外における国内銀行の進出形態については、上記の観点  
を踏まえ、海外における支店の開設等の条件を設けず、行員の長期出張を含む多様な  
形態での代理・媒介を行うことを可能としてはどうか。

※ ただし、海外における拠点の設置義務など、現地の規制がかかる可能性がある  
ことに留意が必要。

※ 協同組織金融機関にも同様の措置をとることとしてはどうか。

#### 業務の範囲

➤ 現行法では、国内銀行が代理・媒介を行う業務の範囲は銀行の固有業務及び付随業  
務に限定されている。

➤ 国によっては、我が国の銀行法が認めていない業務（例：不動産業等）を銀行の業  
務として認めていることも想定される。

➤ しかしながら、国内銀行には当該業務に係る十分なノウハウがない一方、海外で行  
われる取引であるため、我が国の当局が当該業務の適切性を十分に検証できず、顧  
客に不利益を与えてしまい、ひいては国内銀行の経営の健全性に影響を与える可  
能性がある。

➤ このため、代理・媒介を行う業務の範囲は、従来と同様、銀行法の固有業務及び付  
随業務に限定することが適当ではないか。

## 海外M & Aに係る子会社の業務範囲規制について

### 制度の現状

- 銀行が子会社（孫会社を含む）とすることができる会社（子会社対象会社）は、銀行、保険会社、銀行業を行う外国の会社など、一定の範囲に限定されている。

### これまでの主な御意見

### 議論の整理

- 銀行の子会社業務範囲規制は、銀行の経営・財務の健全性を確保する観点から設けられている他業禁止の趣旨を踏まえたもの。
  - 他方、銀行からは、諸外国の銀行と日本の銀行が海外の金融機関の買収において競合する場合、入札時に子会社対象会社以外の会社を売却するとの条件を付けざるを得ない日本の銀行が不利な状況におかれ、海外市場への進出を阻害する要因となっているとの指摘がある。
  - 銀行グループの国際展開を容易にする環境を整備することの重要性に鑑みれば、現行の業務範囲規制は基本的に維持しつつも、海外の金融機関等の買収の場合に限り、子会社対象会社以外の会社の一定期間の保有を認めることが適切ではないか。
  - 子会社対象会社以外の会社の保有を認める場合、その期間は例えば原則5年間に限ることとしてはどうか。また、買収対象となる金融機関等の範囲は、外国の銀行に限らず、保険会社や証券会社等の買収の場合も認めてはどうか。
- ※ 保険会社による外国保険会社の買収等に係る子会社の業務範囲規制については、本年3月の保険業法改正により見直しが行われ、買収時に既に保有が認められている子会社対象会社以外の会社について、原則として5年間は保有が認められた。
- 銀行持株会社が買収を行う場合についても、同様の措置を講じることとしてはどうか。
  - また、海外の金融機関を子会社とすることが考えられる信金中金等についても同様の措置を講じることとしてはどうか。